



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*13 和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

○ 告示

291	和歌山県土地利用基本計画の変更	(地域政策課).....	2
292	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
293	〃	(〃).....	3
294	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	3
295	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定	(〃).....	6
296	換地処分の完了	(農業農村整備課).....	7
297	県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃).....	7
298	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	7
299	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	8
300	車両制限令による道路の指定	(道路保全課).....	10
301	〃	(〃).....	10
302	道路の区域変更	(〃).....	11
303	道路の供用開始	(〃).....	11
304	道路の区域変更	(〃).....	11
305	道路の供用開始	(〃).....	12
306	道路の区域変更	(〃).....	12
307	道路の供用開始	(〃).....	12
308	道路の区域変更	(〃).....	13
309	道路の供用開始	(〃).....	13
310	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	13
311	都市計画事業の認可	(下水道課).....	14
312	道路の位置の指定	(都市政策課).....	14
313	〃	(〃).....	14

規 則

和歌山県規則第13号

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県環境影響評価条例施行規則(平成12年和歌山県規則第160号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項第3号中「もの」を「者」に改める。

第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第41条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第42条とし、第40条の次に次の1条を加える。

（専門委員）

第41条 審査会に専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、審査会に出席して意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

別表第1の8の項中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

別記第2号様式中「もの」を「者」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第16号様式中「（第43条関係）」を「（第44条関係）」に、「あらかじめ当該事業者等に」を「当該事業者等に対し、あらかじめ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の和歌山県環境影響評価条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第291号

和歌山県土地利用基本計画の計画図の一部を平成27年3月16日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、和歌山県土地利用基本計画の変更に係る図書は、和歌山県企画部地域振興局地域政策課において閲覧することができる。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要旨)
			拡大	縮小	
1	かつらぎ農業地域	かつらぎ町	1		大きな園地であり、継続して営農しており、今後も営農継続されることが見込まれるため。
2	紀の川森林地域	紀の川市		7	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	紀の川森林地域	紀の川市		4	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	橋本森林地域	橋本市		9	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5	田辺森林地域	田辺市		6	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

和歌山県告示第292号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051000127	リハビリ専科とんぼ倶楽部	橋本市高野口町名古屋608-3	保育所等訪問支援	合同会社こまつ制作館	大阪府泉佐野市日根野4311-16	平成27.4.1

和歌山県告示第293号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052400177	ことは	西牟婁郡白浜町堅田字西前1026番地1	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ころん	西牟婁郡上富田町岩田356番地の2	平成27.4.1

和歌山県告示第294号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Spiral Girl Yellow」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence H aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「X POWDER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「EROSS MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「SPEED MAX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「EROSS 罰 極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「EROSS 罪 極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Pink aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「LOSE SEnD DiSMay」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「METAL GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「METAL SILVER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE SpiCe」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「PREMIUM DIAMOND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal girl BLACK aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃめっちゃエロス」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「極上エロス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「幸子乃雫」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「JUPITER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「EARTH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「VENUS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP SEA 420M」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Rocket!!!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「XXX 香 Incense No. 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「XXX 香 Insense No. 2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「XXX 香 Insense No. 3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「DEEP BLUE 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「nice guy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「G violet」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 被包に次の写真に示すとおりの表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「Red 香 Spicy Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual Feeling Aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Purple 香 Spicy Girl」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「BEAST RUSH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH JUMP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Green」と表示のある製品であって、その内容物が

植物片のもの

- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「FaLL OUT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Frower」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「nice guy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「AN-DROME-DA 極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「ageHa 2ND 特」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「CHAKRA GREEN 2ND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「Eross KIWAMI 極 特」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「Eross 淫 極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「EROSS 罪 特上」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「Eross 乱 極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Excite FUCK2 特」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND BLUE SHOES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND NEW」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「GIRL FRIEND RED SHOES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「Holiday LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「Jaguar 特撰」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「KONOHA AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「Moebius GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「Moebius PURPLE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「SATURN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「秋さちこ 極」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「神龍BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (65) 次の写真に示すとおり、被包に「神龍GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (66) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃエロス 特」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (67) 次の写真に示すとおり、被包に「めっちゃエロス 特撰」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (68) 次の写真に示すとおり、被包に「GREEN BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (69) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika First Class」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (70) 次の写真に示すとおり、被包に「MESSAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (71) 次の写真に示すとおり、被包に「MESSAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (72) 次の写真に示すとおり、被包に「MARS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (73) 次の写真に示すとおり、被包に「PLUTO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (74) 次の写真に示すとおり、被包に「Honey Rose」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (75) 次の写真に示すとおり、被包に「First Class」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (76) 次の写真に示すとおり、被包に「Maria」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (77) 次の写真に示すとおり、被包に「Lovers night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (78) 次の写真に示すとおり、被包に「LIZ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (79) 次の写真に示すとおり、被包に「Julia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (80) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SEXY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (81) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE SPLASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成27年3月24日

和歌山県告示第295号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事指定薬物

- (1) 化学名 2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン(通称名2C-P)及びその塩類
- (2) 化学名 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン(通称名25D-NBOMe)及びその塩類
- (3) 化学名 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン(通称名40H-mipt)及びその塩類
- (4) 化学名 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン(通称名4Ac0-mipt)及びその塩類
- (5) 化学名 (5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル)(ナフトレン-1-イル)メタノン(通称名JWH-368)及びその塩類
- (6) 化学名 ナフトレン-1-イル(1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル)メタノン(通称名JWH-145)及びその塩類
- (7) 化学名 N-ベンジル-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名5F-SDB-006)及びその塩類
- (8) 化学名 5-クロロ-3-エチル-N-(4-(1-ピペリジン-1-イル)フェネチル)-1H-インドール-2-カルボキサミド(通称名Org27569)及びその塩類

2 指定理由

濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため

3 施行期日

平成27年3月24日

和歌山県告示第296号

平成27年3月6日付けで計画認可した新宮市営換地計画(神丸地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第297号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 事業名 県営ため池等整備事業 渋ヶ谷池地区

2 確定年月日 平成24年6月5日

3 工事を完了した時期 平成27年2月18日

和歌山県告示第298号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月13日に認可した。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第16号	和歌山市東田中字山角266-1外6筆

和歌山県告示第299号

平成27年和歌山県告示第154号（以下「告示第154号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

田辺市秋津川1447

上仲弁五郎

西牟婁郡白浜町日置913

上野榮

田辺市伏菟野776

打越勲

田辺市伏菟野775-2

打越喜美男

田辺市伏菟野612

打越金次郎

田辺市伏菟野627

打越甚助

田辺市伏菟野612-1

打越友市

田辺市長野2002

裏垣豊

田辺市伏菟野218内1号、219内1号、220内1号合併地

榎本源藏

田辺市伏菟野394

榎本信吉

住所不明

榎本信吉

住所不明

榎本甚助

住所不明

榎本傳吾

東京都調布市小島町3-91-6

大沢光次

京都市左京区田中東樋ノ口町40

大沢二郎

東京都板橋区大原町29

大沢郭子

田辺市長野1321-2

清水きよ

大阪市西区九条4-443-2

宿坊與一

田辺市中三栖1822

栖川シマエ

住所不明

高地梅藏

住所不明

高地熊藏

住所不明

田中英三郎

田辺市伏菟野249

田中平六

住所不明

谷口富右エ門

田辺市秋津川1395

谷本甚六

田辺市長野1205

田和誠二

大阪府泉佐野市下瓦屋305

中下孝司

田辺市伏菟野672

中田きく

田辺市伏菟野672

中田古なみ

田辺市秋津町続801

中田澄

田辺市伏菟野671

中田雅一

田辺市伏菟野598

中田稔穂

田辺市伏菟野672

中田村一

田辺市伏菟野672

中田ゆき

田辺市湊339

中松一夫

田辺市伏菟野750

那須ひらゑ

日高郡美浜町吉原837

那須洋

田辺市伏菟野750

那須洋

西牟婁郡白浜町890-40

浪川和世

田辺市秋津川1316

藤谷虎藏

大阪市東住吉区田辺東ノ町7丁目35

松本千草

田辺市秋津川402

丸山タカ

大阪府泉南市岡田821-2

湊芳次

田辺市伏菟野477

南谷要蔵

田辺市長野1166

峯清吉

田辺市下屋敷町98

峯清吉

田辺市湊1531

安井澄夫

住所不明

安井万六

田辺市伏菟野772

山本由助

田辺市伏菟野771

山本和大

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第154号のとおり

和歌山県告示第300号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を、次のとおり指定する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道371号	橋本市柱本字西ノ谷226番8地先から橋本市小原田字佃530番4地先まで

- 2 指定する期日 平成27年4月1日

和歌山県告示第301号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を、次のとおり指定する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道371号	橋本市柱本字西ノ谷226番8地先から橋本市小原田字佃530番4地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日

和歌山県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市七山字大曾谷937番3地先から同市七山字長栖1342番1地先まで	旧	7.54 } 9.90	33.31	
海南市七山字小谷1007番2地先から同市七山字長栖1341番1地先まで	新	11.12 } 13.77	33.31	

和歌山県告示第303号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市七山字小谷1007番2地先から同市七山字長栖1341番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月24日

和歌山県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

海南市七山字星子1303番2地先から同市七山字星子1298番1地先まで	旧	8.00 } 9.96	29.52	
同上	新	9.07 } 11.39	29.52	

和歌山県告示第305号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海南市七山字星子1303番2地先から同市七山字星子1298番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月24日

和歌山県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市中三谷字東馬場脇209番1地先から同市中三谷字西馬場脇178番1地先まで	旧	8.95 } 12.82	138.90	
同上	新	9.79 } 15.40	138.90	

和歌山県告示第307号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 紀の川市中三谷字東馬場脇209番1地先から同市中三谷字西馬場脇178番1地先まで

供用開始の期日 平成27年3月24日

和歌山県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 たかの金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内	旧	6.15 ） 13.87	60.10	
同上	新	13.32 ） 15.60	60.10	

和歌山県告示第309号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 たかの金屋線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字高津尾字広瀬1309番1地内

供用開始の期日 平成27年3月24日

和歌山県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

上谷（1）、野尻（34）、藤白坂4（107）、藤白坂3（108）、赤沼（124）、海老谷（125）、ひや水

(126)、興(165)、百垣内(167)、曾根田(168)、沓掛(169)、橘本(171)、小畑(174)、藤白坂2(198)、小南(497)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第311号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

湯浅町

2 都市計画事業の種類及び名称

湯浅都市計画下水道栖原都市下水路

3 事業施行期間

自 平成27年3月24日

至 平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

和歌山県有田郡湯浅町大字栖原字家中、字丸山、字山下、字宮池尻及び字千川谷地内

和歌山県告示第312号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3276	岩出市根来字村前505番2の一部、510番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 27. 3. 13	6. 00 ∩ 6. 25	112. 04

和歌山県告示第313号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3279	橋本市高野口町小田字浦63 7番1の一部、639番の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 27.3.13	6.00	53.78